

## 2026年県議会第1回定例会一般質問

2026/3/3 たいら行雄

おはようございます。私は、日本共産党県議として、県民生活に直接かかわる問題について、通告に従い質問させていただきます。

なお、先日の代表質問と重複する内容もありますが、重要な問題と思われることから、質問させていただくことをお許しください。

また、最後の「本県におけるパートナーシップ制度」の検討についての質問は、時間の関係で要望に代えさせていただきます。

### 1. はじめに、知事の政治姿勢について伺います。

#### (1) まず総選挙の結果と高市政権に対する評価について伺います。

年明け早々高市首相は、物価高で苦しむ国民生活の迅速な救済が最重要課題であるにもかかわらず、国会開会の冒頭に解散を強行しました。そして、内閣支持率の高さだけを頼りに「高市早苗でいいのかを国民が決める選挙」という一点で総選挙を押し切るという作戦を背景に、多くの議席をかすめ取ったとの声が聞かれました。

その結果、自民党と維新の会が衆議院の議席の3分の2を大きく超え、「右へ右へ」の流れに迎合する政党を含めると、圧倒的多数の議席が自民党政治に飲み込まれる状況となりました。

このような国会情勢の下、われわれ日本共産党は、暮らし、平和、人権などの国民生活に直結する様々な分野で「国民のためにブレずに働く」ことを改めて宣言するものです。今後、巨大与党を背景に高市政権が「強権政治」を推し進めた場合、本県における県政運営にも多大な影響を与えることは必至であり、地方自治の権限を発揮し、国政に対して防波堤の役割を果たすことが、一層重要性を増すことになると思います。こうした状況を念頭に、質問いたします。

#### ① まず1点目は、今回の総選挙の結果と高市政権が進めようとしている大企業優遇、米国追従、防衛力強化などの諸政策について、知事の所感を伺います。

答弁者（知事）

衆議院議員総選挙の結果等についてでございます。

今回の選挙結果については、与党と野党の新たな構図のもと、喫緊の物価高への対応、中長期的な経済政策、外交・安全保障政策、外国人政策など、様々な争点があった中で、国民の皆様がそれぞれ検討して投票した結果であると考えております。

高市総理は、先月の施政方針演説において、「日本列島を、強く豊かに。」を掲げ、「責任ある積極財政」の考え方の下、「強い経済」を構築すると表明されました。

具体的には、17の戦略分野における大胆な投資促進、国土強靱化対策、食料安全保障のための農林水産業の振興、強い地域経済の構築のための地域未来戦略の推進、中堅・中小企業及び小規模事業者支援などに取り組むとしております。

また、少子化対策を含む総合的な人口政策、教育・人材育成・若者支援、外国人との秩序ある共生社会の実現などに取り組むとしております。

このほか、外交と防衛を車の両輪として、我が国の独立と平和を守り抜くとし、インド太平洋地域を含め、多角的な安全保障協力の深化などに取り組むとしております。

第2次高市内閣においては、政策の推進に当たって、地域の声を十分に聞き、国会等の場で幅広く丁寧に議論を行い、地方や国民生活に配慮しながら、本県においても課題となっている足元の物価高対策や産業における持続的な賃上げ環境の整備をはじめ、地域経済の活性化などの地方創生、子ども・子育て支援、農林水産業の振興、防災・減災・国土強靱化など山積する課題への対応に積極的に取り組んでいただきたいと考えております。

**② 2点目は、防衛力および継戦能力の強化の名のもと、本県において進められている基地や施設の建設、頻繁かつ大規模に行われている軍事訓練などについて、知事の所感を伺います。**

答弁者（知事）

本県における防衛施設の整備等についてでございます。

高市総理は、施政方針演説において、「我が国として、主体的に防衛力の抜本的強化を進めることが必要」としております。

我が国が、戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面している状況にあることを踏まえれば、こうした国の考え方については、理解し得るものであると考えております。

国においては、防衛施設の整備や自衛隊の訓練の実施等に当たり、住民の間に不安や懸念が生じることがないように、安全対策を徹底するとともに、地元への丁寧な情報提供に努め、十分な説明責任を果たしていただきたいと考えております。

このため、県開発促進協議会の提案活動等の機会を捉えて、地元への丁寧な情報提供等について、私から、防衛大臣等に対し、直接、要請を行っております。

今後も引き続き、国に対し、住民の安心・安全の確保に万全を期すよう、求めてまいります。

（再質問）

昨日から、種子島では住民の方々の生活圏において、日米共同訓練が実施されていますが、この間知事は、九州防衛局などに対して、先ほど答弁がありましたように、安全対策の徹底などを中心に要請をされているということですが、しかし、地元の方々は県にさまざまな要請をしてもなんの回答もないと不信感を募らせていらっしゃる。

逆に、お聞きしますが、九州防衛局からは、知事の要請に対して、回答はあるのでしょうか。あるのであれば、その内容を直接伝えるだけでも、地元の方々の、県に対する信頼は増すのではないかと考えているのですが、知事はどのようにお考えでしょうか。

答弁者（知事）

様々、地元の団体等の方々からも、いろいろと地元の状況についての御要望等いただいていることは承知をしております。それについては、担当の部局等において、その団体等に対しても、しっかりと対応してきているというふうに思っておりますが、回答を求められている場合には、それについても、回答するなど適切に対応してまいりたいと考えております。

## (2) 次に、水俣病問題の早期解決に向けた県の取り組みについて伺います。

2026年は、水俣病公式確認70年の節目の年ですが、担当部局に確認したところ、当事者県である本県では、水俣病関連の記念行事については、特に何も計画しておらず、そのための予算措置も行っていないとのこと。ここで、追加【資料1】をご覧ください。

これは、首都圏で今年1月から3月にかけて、現地のNPO団体が主催して行われている「水俣病70年」の記念行事を紹介するフライヤーです。ご覧のように、この講演会には、首都圏の1都3県の教育委員会が揃って後援しています。

このように、他県においても「記念行事」が行われていることから、長年にわたって苦しんで来られた水俣病被害者に、心から寄り添う姿勢を示すことは、当事者県としての本県の責任を果たす意味でも重要と考えます。しかるに、県主催あるいは県の支援による何らかの記念行事を行うことは大切であり、非常に有意義なことだと考えます。

- ③ そこで伺う1点目は、水俣市で行われる今年の慰霊式に、鹿児島県を代表して知事自身が出席され、被害者の御霊に哀悼の意を表されるよう改めて要請するとともに、水俣病関係団体の方々が切に求めている「知事との面談の場」を設定していただきたいと考えますが、知事の見解を伺います。

答弁者（知事）

水俣病犠牲者慰霊式への出席及び水俣病関係団体の方々との面談についてでございます。

水俣病犠牲者慰霊式については、これまで節目の年には、知事又は副知事が出席しております。

今年は、水俣病の公式確認から70年の節目の年であることから、知事又は副知事が出席する方向で検討したいと考えております。

水俣病関係団体との面談については、団体からの御要望は、国において対応すべきものや県で対応すべきものなど、いろいろな御要望があることから、実務者意見交換において、県としてどのような課題があるかを整理していただいた上で、必要があれば、面談の場を設けることになると考えております。

- ④ 2点目は、水俣病公式確認70年を機に、水俣病問題を早急に解決するよう改めて国に求めるべきと考えますが、知事の見

## 解を伺います。

答弁者（環境林務部長）

水俣病問題の早期解決に向けた国への要請についてでございます。

水俣病問題については、国においてこれまで、水俣病認定制度や、2回の政治解決などに基づき、様々な取組を行ってきておりますが、現在でも多くの方が認定申請を行っているほか、訴訟が提起されている状況にあるなど、今なお十分な解決には至っていない状況にあると認識をいたしております。

県におきましては、水俣病認定業務の円滑な実施など、水俣病対策の推進について、県開発促進協議会等を通じ国に要望を行っております。

また、関係団体から要望等があった場合は、その都度、国にお伝えしております。

## コメント

それぞれ、ご答弁いただきました。

① 先月28日、米国とイスラエルがイラクを攻撃し、日増しに戦闘が激化しています。高市首相は、憲法改正に意欲を燃やしており、日本が戦争に巻き込まれないか、非常に危惧されるところです。

知事におかれては、戦争につながるすべての事柄に対し県民のいのち最優先の判断をしていただくことを、切に願っております。

② 今回、水俣病被害者の方々に直接ご要望をお聞きしたところ何よりも、知事との面会を希望しておられます。

したがって、是非とも記念行事の一環として「面会及び懇談の場」を設けていただけます様、心より重ねてお願い申し上げます、次の質問に移ります。

## 2. 次は、令和8年度当初予算（案）について伺います。

(1) まず、県総合体育館の建設計画についてです。

県は、新たな県総合体育館整備事業において、令和8年度当初予算（案）に2億7,300万円を計上し、基本設計及び実施設計費等の費用に充てることとしていますが、体育館建設については巨額の税金を投入する事業であり、現時点においても多くの県民から反対の声が出されています。

こうした中、県が計画している県総合体育館は、建設資材の高騰や人件費の上昇などによって、当初計画していた313億円から1.5倍強の500億円近い事業費が必要とされ、完成後30年間にわたって毎年10億円以上の返済が必要となる見込みであり、その影響が他の事業へ波及することが懸念されます。

そして今回、県は経費縮減を主な目的として、新たにコンストラクション・マネジメント方式（以下、CM方式）を導入しようとしていますが、効果のほどは未知数です。

私は、老朽化した県体育館の建て替えそのものについて否定するものではありませんが、将来世代に負のリスクを負わさないためにも、身の丈に応じた建物にすべきと、計画が示された当初から述べてきました。

そもそも、県が当初計画していた県総合体育館は、伊藤知事の頃の経済状況のもと

に計画されたものと記憶しており、現在の円安による資材や人件費の高騰に相応しい計画なのか甚だ疑問です。

⑤ **そこで伺います。県総合体育館の建設において、CM方式の導入によるメリット・デメリットを明らかにしていただくとともに、最終的な建設費と毎年度の公債費（＝返済費）がどのように変化するのか、現段階において可能な範囲で明らかにしていただくこと。**

答弁者（観光・文化スポーツ部長）

コンストラクション・マネジメント方式、いわゆるCM方式につきまして、国は、「建設費の抑制などのコスト・マネジメントの強化」や「品質管理の徹底」、「発注体制の強化」などの効果が期待できるとしております。

同方式の導入に当たりましては、委託費用など一定の負担は生じるものの、CM事業者からは、「CM方式を導入している事例では、委託費を相当程度上回る建設費の抑制が図られた」と聞いております。

設計事業者や建設事業者からは、「設計段階でCM事業者が建設費をコントロールすることが重要」と聞いております。

また、CM方式の導入実績がある他自治体からは、「CM事業者から技術的な支援が得られたほか、設計事業者に対し建設費を抑制するための積極的な提案がなされるなど、導入した効果はあった」と聞いております。

県としましては、スポーツ・コンベンションセンターの整備に当たり、CM方式を活用し、コスト面にも配慮しながら設計を進めてまいりたいと考えております。

同センターの整備に当たりましては、最も肝要なことは、他の事業に可能な限り影響を与えないようにすることです。

他の事業への影響を考えるに当たりましては、毎年度の一般財源の負担額を見て判断する必要があると考え、毎年度の一般財源の負担額を軽減するため、整備運営手法を、県債を活用して30年で償還していく従来型手法に見直すことといたしました。

この場合、国の補助金や県有施設整備積立基金等を活用することで、毎年度の一般財源負担額は10億円程度と見込まれるところです。

本県においては、これまで大規模な施設の整備の際には、県債を活用し毎年度の一般財源負担の軽減を図ってきました。このうち、県庁舎等3つの施設に係る県債の償還は近く完了する予定であり、これらに係る公債費計16億円が減少する見込みです。

今後、改修や更新を要する県有施設も見込まれますが、メリハリをつけた社会資本整備を行うことなどにより、スポーツ・コンベンションセンターの整備に伴う10億円程度の公債費に対応することは可能であると考えております。

仮に、今後、事業費が増嵩し、毎年度の一般財源の負担が数億円程度増えたとしても、1,000億円余りの規模の毎年度の公債費の中で適切に管理することで、持続的で安定的な財政運営は可能であると考えております。

令和7年第1回県議会定例会では、同センターの整備を推進する意義や、このような県財政への影響等につきまして説明し、活発な御論議をいただきました。

その中で、県議会からは、推計値では議論が深まらない、議会がしっかりとした議

論できる詳細な建設費を示してもらいたい、などの御意見を頂きました。

また、事業者ヒアリング結果等を踏まえると、建設コストにつきましては、何年か待てば落ち着くかということなどが見込めず、むしろ、今後も労務費等は上昇する可能性が高いと考えました。

このようなことから、県といたしましては、できるだけ早く設計を行い、実際の建設費をお示しする必要があると判断し、同センターの設計費等を令和7年度6月補正予算に計上し、議決していただいたところであり、現在、設計に向けた手続を進めております。

同センターにつきましては、これまで県議会において御説明してきたとおり、実施設計において詳細図等を作成することで、初めて実際の建設費を積算することが可能となります。

また、公債費につきましては、実際の建設費を基に、国の補助金や有利な地方債等の財源なども見込んだ上で、初めて試算することが可能となります。

今後、設計を行い実際の建設費等を見込んだ上で、改めて県議会に予算議案を提案し、御論議をいただきたいと考えております。

## **(2) 次に、「インバウンド誘客促進特別事業」について伺います。**

県は、新規事業として「インバウンド誘客促進特別事業」と銘打ち、外国人利用者の九州新幹線、博多・鹿児島間の片道代金の全額補助に約2億7,800万円が計上されており、多くの疑問や批判が寄せられています。加えて、同様の目的で「海外誘客ステップアップ事業」や「国際クルーズ船誘致促進事業」などにも、総額4億2,600万円余の予算が計上されており、特に「インバウンド誘客促進特別事業」については、バラマキとの誹りも免れない問題と考えます。

### **⑥ そこで伺う1点目は、「インバウンド誘客促進特別事業」の目的と事業内容の詳細について明らかにしていただくこと。**

答弁者（観光・文化スポーツ部長）

「インバウンド誘客促進特別事業」の目的と事業内容の詳細についてでございます。

訪日客数が全国では過去最高となる中、本県の令和6年の外国人延べ宿泊者数は約62万人泊であり、令和元年の約84万人泊と比較し、7割程度となっております。現時点におきましても、鹿児島空港国際線の直行便について、香港線や上海線の回復が遅れていることなどもあり、コロナ禍前の水準を回復できていないところです。加えて、ソウル線につきましても、チェジュ航空とイースター航空の夏ダイヤにおける運休が予定されております。

本県における令和6年の訪日外国人1人当たりの観光消費額単価は約8万6千円で、日本人の約3万円と比べると約3倍高く、本県観光関連産業の稼ぐ力の向上のためには、インバウンドの誘致に取り組むことが重要であると考えております。

このため、本県におきましては、直行便の回復に努めつつ、直行便以外で本県を訪れる外国人観光客を増やしていく取組が必要であると考えております。

そうした観点から、海外の旅行予約サイトを活用して鹿児島の魅力をしっかりと情

報発信する旅マエプロモーションを実施することで、鹿児島に行ってみいたいという外国人観光客を増やし、戦略的市場である米国、シンガポール、タイ、ベトナムなどから国内の他空港を経由して鹿児島を訪れる外国人観光客を誘致したいと考えております。

あわせて、本県に少なくとも1泊することを条件に、国内線乗り継ぎ便と同様の運賃割引サービスがない、福岡から鹿児島までの新幹線移動に対し、インセンティブを付与する取組を実証的に実施することにより、戦略的市場等からの外国人観光客を増やしてまいりたいと考えております。

この実証事業では、外国人観光客2万人の利用を見込んでおり、これらの方々による県内での観光消費額は約17億円と推計され、観光関連産業の「稼ぐ力」の向上に寄与するものと考えております。

また、今回の実証事業により本県を訪れる外国人観光客には、福岡経由を選んだ理由や、新幹線移動に対する感想などのアンケートを実施し、この結果は、今後のより効果的なインバウンド施策に活用してまいりたいと考えております。

県といたしましては、引き続き、昨年度策定した県観光振興基本方針に基づき、魅力ある癒やしの観光地形成等に取り組むとともに、新たに、観光地の高付加価値化や宿泊業における人材の育成などにも取り組むこととしております。

また、当該事業を含め国内外への戦略的な誘客にも一層力を入れて取り組むことにより、本県の基幹産業である観光関連産業の「稼ぐ力」の向上を図ってまいりたいと考えております。

#### (再質問)

「インバウンド誘客促進特別事業」について、知事に伺いたいんですけれども、この間、多くの県民から疑問や批判の声が寄せられていると聞いています。

知事は県民が何について批判しているとお考えか。また、その声にどのように答えようとされているのか、これについてお答えください。

#### 答弁者（知事）

今回のインバウンド誘客促進特別事業でございますけれども、先ほど部長から答弁しましたように、本県において、国内誘客、そしてインバウンド誘客、それぞれ課題があるわけでありまして。

こうしたことについて、このインバウンドの部分について、その部分だけを見て外国人優遇ではないかというような、制度の趣旨、全体の観光施策、こういったことについて、情報発信をして、しっかりと理解していただく、こういった努力が必要なんだろうと思っております。

本県においては、先ほど申し上げましたように、国内誘客に比べて、インバウンド、特に、直行便がなかなか回復しない中で、他空港等を経由してくるインバウンド、これをしっかりと誘致をする必要があるというふうに考えております。

そうしたことから、観光消費額の多い、外国人の方、特に戦略市場としております、米国、シンガポール或いはタイ、ベトナムこういったところの観光客の方を誘客する。そして、また他の何かであったり、関空ですと、航空機乗継ぎ便の割引きもあ

りますが、福岡経由の場合ですと、そういったものがなく通常新幹線を利用しますので、同様のインセンティブを新幹線を利用される方にも使おうということです。これは決して外国の方を優遇するということではなく、外国の方に鹿児島に来ていただくことで、1万円くらいの経費をかけることで、8万6,000円分が、県内の観光事業の効果として現れるということですから、1万円そのものを配るというよりは1万円を使うことで8万6,000円に増やして、県民の稼ぐ力の向上に役立てたい。こういうことをしっかりと県民の皆さんも認識していただき、またご理解いただければというふうに考えております。

(再々質問)

やはり私は大事なのはリピーターをつくるということじゃないかなと思いますが、この政策がリピーターを作ることに繋がるかどうか、甚だ疑問だというふうに考えております。

次は桑代部長に伺いたいんですけども、博多鹿児島中央間の新幹線片道料金は、私が調べたところ、片道の自由料金が1万110円、指定席で1万640円となっております。これに県が見積もっている、本県のインバウンド来客数が2万人ということですから、指定料金で計算した場合、総額で2億1,200万円となります。

しかし、予算では2億7,800万円が組んでありますが、この差額の6,600万円は何の費用なんでしょうか。

答弁者（観光・文化スポーツ部長）

インバウンド誘客促進特別事業の事業内訳につきましてご説明いたします。

まず、この事業につきましては、海外の旅行予約サイトOTAと連携した誘客促進事業ということで、同サイトと連携して国、地域ごとの特徴を踏まえた旅マエプロモーションを強化する。その中で、本県特設ページの作成でありますとか、航空会社と連携したキャンペーン等を打つ予定でございます。これにつきまして、4,000万円を見込んでおります。

また、直行便以外からの誘客対策ということで、本県で1泊以上することを前提に、積算としては新幹線片道料金助成費1万1,420円に対し、掛けることの市場2万人程度の方で2億2,840万円、それに加えてSNSキャンペーン200万円。さらに、鹿児島インバウンドプロモーション動画作成ということで752万円、これらを合算いたしますと、2億7,800万円余りということになっております。

⑦ 2点目は、一時的な観光客誘客のために県民の血税を使うのではなく、その予算は観光資源の整備・充実等に充てるべきと考えますが、県の見解を伺います。

答弁者（観光・文化スポーツ部長）

観光の「稼ぐ力」の向上を図るためには、観光地の高付加価値化など魅力ある癒やしの観光地形成に取り組むとともに、国内外への戦略的な誘客の展開により、本県を訪れる観光客を増やし、観光消費額の増加を図ることが重要です。

このうち、魅力ある癒やしの観光地形成につきましては、国内外から訪れる観光客の満足度を高めるとともに、県内各地への周遊を促すため、地域の特性や資源を生かしたにぎわい空間の整備・充実など、魅力ある観光地づくりに、市町村や観光地域づくり団体等と連携を図りながら、取り組んできております。

また、来年度から新たに、鹿児島ならではの地域資源を生かした高付加価値な体験プログラムの造成や、地域の関係者が一体となって取り組む、地域特性を生かした高付加価値な観光コンテンツづくりを支援することとしております。

県としては、こうした取組にあわせ、戦略的な誘客を行い、本県の観光関連産業の「稼ぐ力」の向上を図ってまいりたいと考えております。

### **(3) 続いて、「公立学校給食費負担軽減事業」について伺います。**

2026年度から始まる、いわゆる学校給食費の無償化について県は、国からの補助金等を活用して46億8千万円余の予算を計上し、公立小学校の学校給食費の食材費を支援するとともに、特別支援学校小学部における給食費の無償化に取り組むとしております。

しかし国は、同じ義務教育である私立小学校および中学校については、無償化の対象としていないことから、本県においても国に準じた範囲での支援に止まっていることは、極めて残念に思います。

そして、本事業については、国と県が折半し支援を行うものですが、支援上限額は一人当たり月5,200円とのことです。

このような中、鹿児島市では今回の支援上限額を超える状況にあると聞いており、超えた分については自己負担での対応となるとのことです。

⑧ **そこで伺う1点目は、学校給食費を私立小学校および全ての中学校まで無償にするためには、残りいくら必要となるのか、試算結果について明らかにしていただくとともに、県独自の支援によって私立小学校及び全ての中学校まで無償にすべきと考えますが、県の見解を伺います。**

⑨ **2点目は、鹿児島市のように支援上限額を超える自治体について県は、子育て支援の事業であることを最大限重視するとともに、給食の質を低下させないためにも、県として上乘せの追加支援を行い無償とすることが必要と考えますが、県の見解を伺います。**

答弁者（教育長）

公立中学校給食費無償化に係る必要額と県独自の支援についてでございます。

公立中学校等の学校給食費の無償化については、県単独で実施した場合、年間で約30億円が必要と試算しています。

学校給食費は、学校給食法に基づき保護者負担とされており、学校設置者である市町村においては、その実情に応じて学校給食費の無償化や負担の軽減を行っております。

国において、令和8年4月から全国一律の施策として、公立小学校等における学校給食費の負担軽減が実施され、中学校給食についても、小中学校の給食実施状況の違い等も含めた課題の整理を行った上で、検討するとされています。

県としては、公立中学校等の給食費の負担軽減についても、公立小学校等と同様に、国の責任と財源で必要な措置を講じるよう、県開発促進協議会等を通じて要望してまいります。

答弁者（教育長）

公立学校給食費負担軽減事業に係る国の支援上限額を超える市町村への対応についてでございます。

学校給食費については、学校給食法に基づき保護者負担とされており、学校設置者である市町村においては、その実情に応じて学校給食費の負担軽減等を行っています。

本県は多くの離島を有し、食材の輸送コストが多くかかることなどから、県としては、公立小学校における学校給食費の負担軽減に係る基準額については、毎年見直しを行い、地域の特性や実情を踏まえ、自治体に財政負担を生じさせることがないよう、適切に設定することについて、国に要望してまいります。

答弁者（総務部長）

県内の私立小・中学校13校のうち、学校給食法に基づく給食を実施している学校は5校でございます。いずれの学校も、ミルクのみを提供する「ミルク給食」でございます。

これらの学校の給食費を無償化した場合の所要額については、国が示す小学校のミルク給食の基準額を用いると、年間で約1千万円が見込まれます。

給食費の負担軽減につきましては、国において、子育て支援に取り組む自治体を支援する観点から、公立小学校等の設置者である市町村等に対して食材購入費を補助するものとされており、私立の小・中学校については、国からは、現時点で決まっていることはないと考えております。

「いわゆる給食無償化」については、国において制度設計が行われ、全国一律の施策として実施されることから、私立小・中学校への対応についても、今後の国の動向を注視してまいりたいと考えております。

### **3. 次に、高すぎる国保税の引き下げについて伺います。**

私はこれまで、高すぎる国保税について「国保財政安定化基金」から繰り入れを行い、国保加入者一人当たりの納税額を引き下げよう、繰り返し求めてきました。

こうした中、昨年11月に示された令和8年度国保事業費納付金等に係る仮算定においては、「国保財政安定化基金」から2億円の繰入を行う計画が示されていましたが、本年2月に示された同本算定においては、令和8年度は基金からの繰入は行わないことが明らかとなりました。加えて、国が令和8年度から実施する「子ども・子育て支援納付金」によって、8億8,600万円もの納付金が必要となったことも明らかとなりました。これにより、令和8年度の一人当たり保険税必要額は、前年度比平均

5.61% : 6,079円増となり、実に本縣市町村の9割弱に当たる37市町村が引き上げられます。

こうしたもと、鹿児島市では国保税の2年連続の引き上げが提案されているなど、多くの市町村が同じ対応を行うことが懸念されます。

一方、「国保財政安定化基金」の令和6年度末の基金残高は116億3,000万円でしたが、令和7年度末には40億6,200万円積み上げるなど、総額で152億4,800万円にまで積み上がることとなりました。

- ⑩ そこで伺う1点目は、昨年11月の仮算定の段階では、基金から2億円の繰り入れを行う計画であったものが、本年2月の本算定において繰り入れを行わないと判断した理由を明らかにしていただくこと。
- ⑪ 2点目は、2025年度末段階で約152億円まで積み上げられた「国保財政安定化基金」の一部を取り崩し、2026年度の国保税を引き下げるべきと考えますが、県の見解を伺います。

答弁者（保健福祉部長）

国保財政安定化基金の繰り入れ等についてでございます。

国保財政安定化基金のうち、国保事業費納付金の年度間調整に活用可能な財政調整事業分については、医療費の変動等に伴う納付金の著しい上昇の抑制等に充てることができるかとされております。

本県では、当該基金は、県と市町村が協議して定めた要件に基づき活用しているところであります。

令和8年度国保事業費納付金仮算定では、納付金のうち介護分について、一人当たり納付金額の対前年度伸び率が基金の活用要件に該当し、約2億円を繰り入れることとしておりましたが、本算定では活用要件に該当しなかったことから基金繰り入れを行わないこととしたものであります。

なお、国保税の税率は、市町村において納付金や財政事情等を踏まえて設定されるものでございます。

## コメント

それぞれ、ご答弁いただきました。

- ① 県総合体育館の建設については、今でさえ本県の財政は、決して楽観視できる状況ではありません。このような中で、新たに巨額の負債を抱えることの是非について、今一度県民に問いかける必要があると考えます。
- ② 県民から批判の多い「インバウンド誘客促進特別事業」については、本日の回答を聞いても納得がいきません。  
したがって、予算特別委員会などで改めて検討し直していただくよう、強く要望いたします。
- ③ 公立学校給食費負担軽減事業については、義務教育における不平等を解消しなければならないと考えることから、県の支援

によって、公立に限らず、すべての小・中学校の無償化を実施していただくことを、改めて求めます。

- ④ 国保税の引き下げについては、国保加入者の多い「中小業者」への支援にもつながることと思われることから、真剣に検討していただくよう強く要望し、次の質問に移ります。

#### 4. 次は、「重度心身障害者医療費助成制度」の所得制限の撤廃について伺います。

県は2024年7月に「重度心身障害者医療費助成制度」を自動償還払い方式に変更すると同時に所得制限を設けた結果、一定の収入を超える障害者については、自己負担が発生することとなりました。その結果、2024年度決算において「重度心身障害者医療費助成事業費」については、約4億円の執行残が発生しました。これを受けて来年度は、昨年の当初予算より約4億円減額の20億9,200万円余の予算を計上しています。

しかし、2024年度決算の約4億円の執行残は、所得制限の導入によるものが大きいと思われることから、その分を多くの対象患者が負担しているものと認識しています。

実際に鹿児島市在住の腎移植患者、身障1級の方ですが、この方からは、今回の制度変更によって、来年度から年間50万円を超える自己負担が発生することが確実と思われ、「生活が立ち行かなくなる。所得制限は直ちに撤廃して欲しい」との悲鳴と怒りの声が上げられていることから、県はこの声を真剣に受け止めるべきと考えます。

- ⑫ そこで伺う1点目は、2024年度決算において、約4億円の執行残が発生した理由を示していただくこと。

答弁者（保健福祉部長）

令和6年度決算における執行残の理由についてでございます。

重度心身障害者医療費助成事業については、令和6年度3月補正予算において、市町村の実績見込額の積み上げを踏まえ減額し、最終予算額を約24億7千万円としたところ です。

決算額は約20億7千万円となり、結果として約4億円の執行残が生じたものでございます。

- ⑬ 2点目は、憲法25条を遵守する立場から、障害者がこれまで通り安心して治療を継続する権利（＝受療権）を保障するために、本制度の所得制限を撤廃すべきと考えますが、県の見解を伺います。

答弁者（保健福祉部長）

次に、所得制限に対する県の考えについてでございます。

重度心身障害者医療費助成制度については、持続可能で安定的な制度として継続していくため、42都道府県で所得制限が導入されている状況も参考に、相当程度の収入

のある方については、本制度の対象外とする所得制限を、令和6年7月に導入したところです。

相当程度の収入があり、対象外となった方に医療費の負担が生じていることは認識しておりますが、持続可能で安定的な制度として継続していくためには、一定の所得制限は必要なものと考えております。

(再質問)

再質問させていただきます。

まず、重度心身障害者医療費助成制度についてですけれども、私は先ほど、直接聞きました障害者の方の声を拾い上げました。

伊地知部長に伺いますけれども、やはり先ほど申し上げました障害者の声、それをお聞きいただいて、県としてはどのようにお考えいただいたか、部長はどのようにお考えいただいたかということ率直に伺いたいんですけれども、いかがでしょうか。

答弁者（保健福祉部長）

重度心身障害者医療費助成制度の所得制限につきましては、制度導入に当たりまして、この制度を持続的で安定的なものとするために導入したものでございまして、相当程度の収入がある方につきましては、所得制限を設けることはやむを得ないというふうに考えております。

(再々質問)

同じくですね、そういう状況ですが、障害をお持ちの方々というのは、一生治療を続けていかないといけないというような状況です。これまで負担がなかった、県の支援によって負担がなかったありがたい状況が続いていたというような状況ですけれども、しかしながら、やはりこの自己負担が発生したことによって、治療をあきらめる、そういう方々が発生するのが非常に危惧されているところなんですけれども、実際にそのような方々がいらっしゃるといふことがあるというふうに思うんですけれども、そういう状況においては、やはり治療を継続していくためにも、自己負担というものについては、なくしていく方向というのが望ましいと思いますが、それについてはいかがでしょうか。

答弁者（保健福祉部長）

ただいま申し上げております所得制限の見直しなど、この制度の見直しにつきましては、重度心身障害者医療費助成制度等の運用状況ですとか、県の財政状況等を勘案しながら今後検討する必要があるとは思っておりますが、現時点におきましては、先ほど申し上げましたとおり、一定程度の収入がある方につきましては、所得制限はやむを得ないものと考えております。

## 5. 続いて、「先進医療不妊症治療費助成事業」について伺います

県が行っている「先進医療不妊症治療費助成事業」については、令和4年度から不妊治療が保険適用となり、平成16年度から実施してきた「特定不妊治療」を対象とす

る「不妊治療費助成制度」が令和5年3月末の治療をもって終了しました。

これに伴い、本県においては、保険診療と併用できる「先進医療」を受ける場合に、自己負担額が増加するケースがあることから、先進医療を受ける方への新たな支援を行う必要があるとして、県は、令和5年度より新たに「本事業」を始めました。

ところが、この「助成事業」の対象自治体から、鹿児島市のみが除外されていることから、鹿児島市および県産婦人科医会は、これまで鹿児島市も他の市町村同様に助成対象とするよう求めてきたとのことですが、現時点においても、その要望は実現していないとのこと。これは、県民に対する差別行為にも等しく、医療アクセスの実質的不平等であり、少子化対策の観点からも非合理的であると思われることから、大きな問題であると考えます。

- ⑭ そこで伺う1点目は、県が現行の「先進医療不妊症治療費助成事業」において、鹿児島市を除外している理由を明らかにしていただくこと。
- ⑮ 2点目は、鹿児島市および県産婦人科医会から再三にわたって要望が出されてきた現状を踏まえ、鹿児島市も助成対象とし、県内すべての市町村を平等に取り扱うべきと考えますが、県の見解を伺います。

答弁者（子ども政策局長）

不妊治療への保険適用前に実施していた不妊治療費助成事業については、国庫補助金を活用し、県と鹿児島市がそれぞれ設置している保健所の管轄地域を対象に実施しておりました。

これは、不妊の悩みや治療方法などに関する相談対応を保健所が担っており、県と市それぞれの保健所で役割分担して行うことが、不妊治療に関する行政サービスのあり方として、県民・市民にとって望ましいことから、そのように実施してきたものと考えております。

このため、不妊治療の保険適用に伴い、県が創設した先進医療不妊治療費助成事業の検討段階においても、鹿児島市に対して、県と同様に事業主体となり、足並みをそろえて事業を実施するよう働きかけました。

また、鹿児島市が主体的に事業を実施する場合、県に対して一部支援などを要請する考えがあれば、県としても支援を検討する用意がある旨もお伝えしました。

しかしながら、鹿児島市においては、県事業と足並みを揃えるのではなく、不妊治療の保険適用部分に係る自己負担額の一部を助成する独自の事業を実施することとしたものと承知しております。

鹿児島市において、県と同様の事業が実施されていないのは、当時の鹿児島市の判断によるものであり、県の事業において現在の助成対象を変更する予定はございません。

（再質問）

先程のご答弁の中に、鹿児島市とのやり取りがあったことをご報告いただきましたけれども、過去にはそのような状況等があったことを私も聞いておりますけれども、

今現在のところでは鹿児島市も、そして県の産婦人科医会も一緒になって、これは他の市町村と同じように取り扱っていただきたいという要望が出ていますが、その要望についてはご存じでしょうか。

答弁者（子ども政策局長）

産婦人科医会それから鹿児島市からの要望というのはお受けしております。

（再々質問）

であれば、ぜひこのことに関して、県としてきちんと前向きに捉えていただくという状況が必要かと思えますけれども、今一度そのような検討を行っていただくという状況には至らないでしょうか。

答弁者（子ども政策局長）

鹿児島市が主体的に事業を実施する場合、仮に県に対して一部支援などを要請する考えがあれば、県としても支援を検討する用意がある旨について、当時、鹿児島市に対してお伝えしましたが、今のところ、鹿児島市において主体的に事業を実施するような動きはないところです。

鹿児島市において主体的に事業を実施するとして支援の相談があれば、その内容を伺った上で、改めて県としての対応を検討することになりますけれども、まずは鹿児島市において、主体的に事業を実施するという判断をしていただく必要があると考えております。

## 6. 最後に、本県の公衆浴場への県の支援について伺います。

本県は全国有数の温泉県（源泉数約2,700、全国2位）であり、長年にわたって人々の体と心を癒し続けています。この温泉が本県の銭湯文化を牽引し、重要な観光資源の役割を果たしてきたのは周知の事実です。しかし昨今では、家庭風呂の普及や銭湯設備の老朽化などによって経営が困難になっているほか、コロナ禍での利用者減少や物価高騰などがそれに拍車をかけていることから、貴重な銭湯（温泉）文化が途絶えてしまうことが懸念されています。

こうした状況を踏まえ「鹿児島県公衆浴場業生活衛生同業組合」では、県が進める観光の「稼ぐ力」の向上に合致する事業として、銭湯（温泉）文化を守るための県の支援を切望しているとのことです。 **ここで、【追加資料2】をご覧ください。**

これは、神戸市が行っている「入浴料補助」のポスターです。

神戸市では、阪神淡路大震災の経験を教訓に、銭湯への支援を独自に行っており、直近においても国の「重点支援地方交付金」を使って入浴料金の補助を行っているとのことです。

- ⑩ そこで伺う1点目は、これまでの物価高騰によって、県内の銭湯経営が極めて困難な状況に直面していることを真摯に受け止め、県として何らかの支援制度を創設すべきと考えますが、県の見解を伺います。

答弁者（保健福祉部長）

続きまして県の公衆浴場に対する支援制度についてでございます。

一般公衆浴場の料金につきましては、物価統制令の適用を受け、県公衆浴場入浴料金審議会の答申を経て、知事が上限額を指定することとされております。

令和5年に県公衆浴場生活衛生同業組合からの物価高騰等を理由とした料金改定の要望を受けて、県内の公衆浴場の経営実態調査を実施し、同審議会において改定の必要があると認められ、同年12月に金額改定を行いました。

県では、支援制度として、事業者が日本政策金融公庫から施設改善等のために借り入れた資金の利子補給を行う「施設改善資金利子補給事業」や運転資金及び設備資金のための「経営安定資金貸付」を実施しております。

今後とも、公衆浴場の経営の安定が確保されるよう努めてまいりたいと考えております。

- ⑰ 2点目は、大規模な災害が頻発している近年の状況に鑑み、昨年11月26日（いい風呂の日）に県浴場組合鹿児島市支部と鹿児島市が締結した協定を参考に、県として被災者における入浴支援のための協定を締結し、県全体に支援の輪を広げるべきと考えますが、県の見解を伺います。

答弁者（保健福祉部長）

次に被災地における入浴支援のための協定についてでございます。

県内においては鹿児島市が、昨年11月に県公衆浴場業生活衛生同業組合鹿児島市支部と締結したところであり、九州においては、1県が生活衛生同業組合と締結している状況であります。

県としましては、被災地の入浴支援につきましては、避難所を開設する市町村が主体となって検討するものと考えておりますが、市町村のみでは必要な施設数の確保が困難な場合も想定されますことから、他県の状況も参考に必要な対応を検討してまいりたいと考えております。

## コメント

それぞれ、ご答弁いただきました。

- ① 「重度心身障害者医療費助成制度」の所得制限については、治療継続を余儀なくされている障害者の声をしっかり受け止めていただき、一刻も早く廃止していただくよう、強く要望いたします。
- ② 「先進医療不妊症治療費助成事業」については、鹿児島市及び、県産婦人科医会の要望に是非ともお答えいただき、直ちに鹿児島市も助成対象としていただくよう要請いたします。
- ③ 県内の公衆浴場への支援については、貴重な観光資源としての位置づけを再認識していただき、県として必要な支援を行っていただくよう、前向きな検討を要望いたします。

- ④ 「パートナーシップ制度」の検討については、本制度の社会的意義について真摯に受け止めていただき、積極的に導入する方向で検討を進めていただくよう要望いたします。

### 全体のまとめ

さて今回、一般質問の準備を行っている最中、米国とイスラエルによる「イラン攻撃」の情報が突然飛び込んできました。これは、明らかに国連憲章及び国際法に違反する行為です。

この攻撃に対し高市首相は、昨日の衆議院予算委員会において、「これが自衛のための措置かどうか、詳細な情報を持ち合わせていない」として、「わが国として法的評価については差し控える」と、国連憲章が認めていない「先制攻撃」を行った、米国とイスラエルの蛮行に対し、政府として非難することはもとより、攻撃の中止を求めることすら行わない姿勢であり、極めて問題であると言わざるを得ません。

われわれ日本共産党は、「どんなことがあっても、再び戦争だけは起こしてはならない！」との立党の精神を貫いて、これまで104年に渡って反戦・平和の草の根活動を続けてきました。

しかし今、大国の力による現状変更という蛮行によって、再び多くの国々を巻き込む戦争の惨禍が繰り返されようとしています。

私は、世界に誇る「平和憲法」を有する国民の一人として、再び過ちを繰り返さないために、「いま何をなすべきか」、真剣に考えなければならない場面に直面していると考えます。誰一人として、戦争によって命が奪われることのない、真に平和な世界を構築するために、そして、未来を生きる子どもたちや孫たちに、平和な世界を引き継ぐために、これからも自分の信念に基づいて、進むべき道を地道に歩いていくことをお誓い申し上げ、今回の一般質問を終わらせていただきます。ご静聴、ありがとうございました。

※以下の質問については、時間の関係で要望としました。

### 7. 本県におけるパートナーシップ制度の検討について（要望）

2026年度の男女共同参画局の主要施策において、「性的指向・性自認に係る理解促進啓発事業」の中の新規事業として、「本県におけるパートナーシップ制度のあり方を検討する」とされています。しかしながら、担当課への聞き取りでは、「ニュートラルで検討を進める」とし、制度導入の目的で検討するの可否かについては明確に示されていません。

- ⑱ そこで伺う1点目は、今回、本県におけるパートナーシップ制度のあり方について検討を行う理由を明らかにすること。また、本制度の導入によりどのようなメリット・デメリットがあると考えているか、県の見解を示すこと。
- ⑲ 県は、本制度の社会的意義について真摯に受け止め、積極的に導入する方向で検討を進めるべきと考えますが、県の見解を伺います。

# 水俣病70年

## 環東京連続講演会

水俣病の公式確認から70年を迎えようとしています。私たちは水俣病事件を解決することができたのでしょうか。真の優しさや正義の所在がわからない一方、数字や効率ばかりに目がいく。この現実こそ答えでしょう。それでも私たちは、一人ひとりが光明を灯せます。東京を囲む8か所の灯は、2026年11月の「水俣病70年展」開催のための大きな光になります。ひとつの灯では足元しか照らすことができず、深い闇に埋もれてしまいます。「水俣病70年展」と、さらにその先に続く道をいっしょに照らしてください。ともに歩んでいきたい身近な人を誘ってのご参加をお待ちしています。



1月24日 土 午後	横浜市関内ホール	藤原辰史+「水俣病—その30年」
1月31日 土 午後	町田市文化交流センター	柳田邦男+「わが街わが青春」
2月7日 土 午後	さいたま市産業文化センター	小松原織香+「水俣病 Q&A」
2月14日 土 夜間	立川市女性総合センター	中島岳志+「水俣病—その20年」
2月21日 土 夜間	松戸市民劇場	若松英輔+「水俣病—その30年」
2月28日 土 夜間	ウェスタ川越	田口ランディ+「水俣病 Q&A」
3月7日 土 午後	ルミエール府中	いとうせいこう+「水俣病—その20年」
3月14日 土 夜間	船橋市民文化創造館	竹下景子+「わが街わが青春」

講演と映画 午後：2時30分～4時30分(2時開場) 夜間：6時30分～8時30分(6時15分開場)

主催：水俣フォーラム／後援：東京都教育委員会・神奈川県教育委員会・埼玉県教育委員会・千葉県教育委員会  
入場料(毎回ごと、録画配信とも)：一般＝当日2000円、前売1500円／30歳以下＝当日1500円、前売1000円 全席自由

いつでも気軽に温まっとな

570円 → 500円

兵庫県の銭湯入浴料金は、  
上限額が490円から570円に引き上げられました。  
けれど、銭湯は神戸の暮らしになくてはならない存在です。  
いつでも気軽に、心も体もポカポカに温めてほしい。  
そんな気持ちで、  
神戸市は入浴料の70円を補助しています。

これからも、銭湯に行こう。

 KOBE